明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

平成二十三年六月十七日

○第百七十七回国会　参議院会議録第二十三号

平成二十三年六月十七日（金曜日）

午前十時一分開議

――――――――――――

○議事日程　第二十三号

平成二十三年六月十七日

午前十時開議

第一　津波対策の推進に関する法律案（衆議院提出）

第二　情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（衆議院提出）

第四　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆議院提出）

第六　母体保護法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第七　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

第八　スポーツ基本法案（衆議院提出）

――――――――――――

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

――――◇――――

○議長（西岡武夫君）　これより会議を開きます。

日程第一　津波対策の推進に関する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長松下新平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

――――――――――――

〔松下新平君登壇、拍手〕

○松下新平君　ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、津波により多数の人命が奪われた東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波対策に万全を期する必要があることに鑑み、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七

賛成　二百三十七

反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

――――◇――――

○議長（西岡武夫君）　**日程第二　情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

日程第三　東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長浜田昌良君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

――――――――――――

〔浜田昌良君登壇、拍手〕

○浜田昌良君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案は、近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設その他の処罰規定の整備及び記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行うほか、悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定の整備等、所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、いわゆるウイルス作成罪が憲法の保障する表現の自由等を侵害する危険性、同罪の構成要件の解釈とその周知徹底、いわゆるウイルス提供罪とバグのあるソフトの公開の関係、通信履歴の保全要請と通信の秘密の保障に照らした適切な捜査、記録命令付差押えや保全要請が通信事業者等に対して過度の負担となる可能性等について質疑が行われたほか、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまし

て、東日本大震災の被災者である相続人が、生活の混乱の中で、限定承認、相続放棄等を行うことができないまま相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、これらの者が相続の承認又は放棄をすべき期間を平成二十三年十一月三十日まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長代理階猛君より趣旨説明を聴取した後、相続の熟慮期間を一律に延長する理由とその期間の妥当性、救済対象者の範囲と遡及適用すべき期間、被災者に対する周知方法等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。

まず、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六
賛成　二百二十五
反対　十一

よって、本案は多数をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　次に、東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六
賛成　二百三十六
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　**日程第四　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案**

日程第五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案

日程第六　母体保護法の一部を改正する法律案

（いずれも衆議院提出）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長津田弥太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔津田弥太郎君登壇、拍手〕

○津田弥太郎君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案は、現行の社会保険病院、厚生年金病院等の運営を行わせるため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を独立行政法人地域医療機能推進機構に改組することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長牧義夫君より趣旨説明を聴取した後、みんなの党を代表して川田龍平委員より、改正案の全部を修正し、社会保険病院等の譲渡及び廃止の分類基準を作成の上、その基準に従って、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の解散のときまでに譲渡等の措置を講ずることを内容とする修正案が提出されました。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資するため、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待に係る通報義務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、母体保護法の一部を改正する法律案は、都道府県の区域を単位として設立された医師会であって、通常の一般社団法人となるものについて、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。

まず、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五
賛成　二百二十四
反対　十一

よって、本案は多数をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　次に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案及び母体保護法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六
賛成　二百三十六
反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（西岡武夫君）**　**日程第七　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長小泉昭男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小泉昭男君登壇、拍手〕

○**小泉昭男君**　ただいま議題となりました承認案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

我が国の平和及び安全を維持するため、平成十六年に特定の船舶の我が国への入港を禁止する措置を定めた特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法が制定され、平成十八年十月以降、同法に基づき、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止措置が講じられてきました。

本件は、去る四月五日の閣議決定により、平成二十四年四月十三日までの一年間、引き続き、北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦への入港を禁止する措置が講じられたことについて、同法に基づき、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、国土交通大臣より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（西岡武夫君）**　これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（西岡武夫君）**　間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（西岡武夫君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七
賛成　二百三十七
反対　〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（西岡武夫君）**　**日程第八　スポーツ基本法案（衆議院提出）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長二之湯智君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔二之湯智君登壇、拍手〕

○**二之湯智君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、スポーツ予算の充実、障害者スポーツへの支援、スポーツ庁設置へ向けての展望等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（西岡武夫君）**　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（西岡武夫君）**　間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（西岡武夫君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七
賛成　二百三十七
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（西岡武夫君）**　本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議長　西岡　武夫君
副議長　尾辻　秀久君

議員

竹谷とし子君	石川　博崇君
吉田　忠智君	亀井亜紀子君
山本　博司君	秋野　公造君
山内　徳信君	自見庄三郎君
長沢　広明君	横山　信一君
又市　征治君	有田　芳生君
金子　洋一君	浜田　昌良君
谷合　正明君	山本　香苗君
福島みずほ君	大久保潔重君
米長　晴信君	行田　邦子君
西田　実仁君	加藤　修一君
渡辺　孝男君	藤谷　光信君
松野　信夫君	川上　義博君
室井　邦彦君	林　久美子君
魚住裕一郎君	松　あきら君
荒木　清寛君	小林　正夫君
大石　尚子君	今野　東君
中村　哲治君	佐藤　公治君
木庭健太郎君	白浜　一良君
山口那津男君	草川　昭三君
藤原　正司君	谷　博之君
高橋　千秋君	増子　輝彦君
福山　哲郎君	櫻井　充君
小西　洋之君	石橋　通宏君
谷　亮子君	安井美沙子君
斎藤　嘉隆君	小見山幸治君
田城　郁君	西村まさみ君
徳永　エリ君	吉川　沙織君
平山　誠君	外山　斎君
友近　聡朗君	梅村　聡君
平山　幸司君	金子　恵美君
牧山ひろえ君	川合　孝典君
徳永　久志君	水戸　将史君
大島九州男君	横峯　良郎君
轟木　利治君	蓮　舫君
広田　一君	藤末　健三君

尾立　源幸君　川崎　稔君
前川　清成君　大久保　勉君
白　眞勲君　ツルネン　マルテイ君
藤田　幸久君　一川　保夫君
森　ゆうこ君　水岡　俊一君
榛葉賀津也君　岩本　司君
鈴木　寛君　広野ただし君
郡司　彰君　平田　健二君
輿石　東君　羽田雄一郎君
加藤　敏幸君　小川　敏夫君
長浜　博行君　小川　勝也君
直嶋　正行君　大野　元裕君
長谷川大紋君　中原　八一君
大江　康弘君　江崎　孝君
難波　奨二君　糸数　慶子君
中西　祐介君　松浦　大悟君
中谷　智司君　植松恵美子君
舟山　康江君　風間　直樹君
塚田　一郎君　姫井由美子君
武内　則男君　谷岡　郁子君
大河原雅子君　相原久美子君
藤原　良信君　加賀谷　健君
佐藤　正久君　那谷屋正義君
足立　信也君　藤本　祐司君
津田弥太郎君　芝　博一君
主濱　了君　柳澤　光美君
野上浩太郎君　松井　孝治君
大塚　耕平君　辻　泰弘君
神本美恵子君　池口　修次君
山根　隆治君　山谷えり子君
岡崎トミ子君　北澤　俊美君
柳田　稔君　前田　武志君
田中　直紀君　江田　五月君
石井　一君　山東　昭子君
長谷川　岳君　浜田　和幸君
藤川　政人君　若林　健太君
三原じゅん子君　髙階恵美子君
熊谷　大君　大家　敏志君
宇都　隆史君　岩井　茂樹君
上野　通子君　西田　昌司君
古川　俊治君　牧野たかお君
丸山　和也君　山田　俊男君
森　まさこ君　石井みどり君
佐藤　信秋君　礒崎　陽輔君
島尻安伊子君　義家　弘介君
石井　準一君　福岡　資麿君
佐藤ゆかり君　藤井　基之君
岡田　直樹君　岸　信夫君
北川イッセイ君　伊達　忠一君
小泉　昭男君　末松　信介君
中川　雅治君　宮沢　洋一君
関口　昌一君　山本　順三君
脇　雅史君　鈴木　政二君
岡田　広君　吉田　博美君
丸川　珠代君　川口　順子君
鴻池　祥肇君　山崎　正昭君
林　芳正君　中曽根弘文君
小坂　憲次君　世耕　弘成君
山本　一太君　谷川　秀善君
渡辺　猛之君　中山　恭子君
上野ひろし君　田村　智子君
磯崎　仁彦君　石井　浩郎君
荒井　広幸君　松田　公太君
山下　芳生君　青木　一彦君
赤石　清美君　舛添　要一君
小熊　慎司君　紙　智子君
片山さつき君　松下　新平君
水落　敏栄君　藤井　孝男君
片山虎之助君　桜内　文城君
大門実紀史君　中村　博彦君
二之湯　智君　野村　哲郎君
松村　祥史君　猪口　邦子君
中西　健治君　柴田　巧君
井上　哲士君　松山　政司君
加治屋義人君　愛知　治郎君
有村　治子君　金子原二郎君
寺田　典城君　江口　克彦君
市田　忠義君　橋本　聖子君
松村　龍二君　衛藤　晟一君
山崎　力君　岩城　光英君
鶴保　庸介君　小野　次郎君
川田　龍平君　水野　賢一君

国務大臣
法務大臣　江田　五月君
文部科学大臣　髙木　義明君
厚生労働大臣　細川　律夫君
国土交通大臣　大畠　章宏君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（防災））　松本　龍君

議長の報告事項

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
斎藤　嘉隆君	蓮　舫君
岩城　光英君	熊谷　大君
岡田　広君	浜田　和幸君

総務委員

辞任	補欠
友近　聡朗君	横峯　良郎君
難波　奨二君	江田　五月君
猪口　邦子君	髙階恵美子君
藤川　政人君	溝手　顕正君

法務委員

辞任	補欠
江田　五月君	難波　奨二君
今野　東君	松浦　大悟君
溝手　顕正君	藤川　政人君

外交防衛委員

辞任	補欠
宇都　隆史君	岩城　光英君
中西　祐介君	猪口　邦子君
浜田　和幸君	岡田　広君

財政金融委員

辞任	補欠
中西　健治君	上野ひろし君

文教科学委員

辞任	補欠
横峯　良郎君	友近　聡朗君
蓮　舫君	斎藤　嘉隆君
熊谷　大君	宇都　隆史君

厚生労働委員

辞任	補欠
髙階恵美子君	中西　祐介君

農林水産委員

辞任	補欠
松浦　大悟君	今野　東君

国土交通委員

辞任	補欠
上野ひろし君	中西　健治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任	補欠
谷岡　郁子君	舟山　康江君
那谷屋正義君	神本美恵子君
丸山　和也君	上野　通子君
秋野　公造君	竹谷とし子君
山下　芳生君	大門実紀史君
又市　征治君	吉田　忠智君

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

災害対策特別委員会
委員長　松下　新平君（ツルネンマルテイ君の補欠）

同日議員から次の議案が提出された。

雨水の利用の推進に関する法律案（加藤修一君外二名発議）（参第六号）

同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。

津波対策の推進に関する法律案（衆第一四号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

総合特別区域法案（閣法第二七号）

内閣委員会に付託

鉱業法の一部を改正する等の法律案（閣法第五三号）

経済産業委員会に付託

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第三号）

国土交通委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

津波対策の推進に関する法律案（衆第一四号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第一九八号）

内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する質問主意書（熊谷大君提出）（第一九九号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

特定健康診査等の実施率に関する質問主意書（横山信一君提出）（第一九六号）

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
岡崎トミ子君	ツルネン マルテイ君
蓮　舫君	外山　斎君
熊谷　大君	岩城　光英君
浜田　和幸君	岡田　広君

総務委員

辞任	補欠
江田　五月君	難波　奨二君
小西　洋之君	安井美沙子君
横峯　良郎君	友近　聡朗君
髙階恵美子君	中西　祐介君
溝手　顕正君	藤川　政人君

法務委員

辞任	補欠
難波　奨二君	白　眞勲君
松浦　大悟君	今野　東君
藤川　政人君	磯﨑　仁彦君

外交防衛委員

辞任	補欠
岩城　光英君	宇都　隆史君
岡田　広君	浜田　和幸君

財政金融委員

辞任	補欠
金子　洋一君	梅村　聡君
上野ひろし君	中西　健治君

文教科学委員

辞任	補欠
友近　聡朗君	横峯　良郎君
宇都　隆史君	熊谷　大君

厚生労働委員

辞任	補欠
梅村　聡君	金子　洋一君
中西　祐介君	髙階恵美子君

農林水産委員

辞任	補欠
今野　東君	松浦　大悟君
外山　斎君	蓮　舫君

経済産業委員

辞任	補欠
磯﨑　仁彦君	溝手　顕正君

国土交通委員

辞任	補欠
安井美沙子君	小西　洋之君
中西　健治君	上野ひろし君

環境委員

辞任	補欠
ツルネン マルテイ君	岡崎トミ子君
白　眞勲君	江田　五月君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任	補欠
加賀谷　健君	大野　元裕君
神本美恵子君	松野　信夫君
藤田　幸久君	姫井由美子君
舟山　康江君	大河原雅子君
横山　信一君	西田　実仁君
大門実紀史君	田村　智子君
藤井　孝男君	舛添　要一君
吉田　忠智君	福島みずほ君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事　金子原二郎君（松下新平君の補欠）

法務委員会

理事　森　まさこ君（金子原二郎君の補欠）

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（衆第一八号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第八三号）

総務委員会に付託

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第八二号）

財政金融委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

障害者基本法の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（法務委員長提出）（衆第一八号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（閣法第四二号）審査報告書

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（衆第一五号）審査報告書

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆第一六号）審査報告書

母体保護法の一部を改正する法律案（衆第一七号）審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第三号）審査報告書

スポーツ基本法案（衆第一一号）審査報告書

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（衆第一八号）審査報告書

審査報告書

津波対策の推進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年六月十五日

災害対策特別委員長　松下　新平

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、津波により多数の人命が奪われた東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波対策に万全を期する必要があることに鑑み、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

津波対策の推進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年六月十日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

津波対策の推進に関する法律

津波は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災においても明らかになったように、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれがある災害である。我が国は、過去幾度となく津波により甚大な被害を受け、また、東日本大震災により多くの尊い命を失ったことは、痛恨の極みである。さらに、東日本大震災では、原子力発電所の事故による災害の発生により、地域住民の生活及び我が国の経済社会に深刻な影響を及ぼしている。

他方、津波は、その発生に際して国民が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができることから、津波及び津波による被害の特性、津波に備える必要性等に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要であり、東日本大震災という未曽有の大災害を受け、その重要性が一層高まっている。

我が国は、地殻の境界及びその周辺に位置し、常に、大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされており、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかったことを国として率直に反省し、津波に関する最新の知見及び先人の知恵、行動その他の歴史的教訓を踏まえつつ、津波対策に万全を期する必要がある。

ここに、津波に関する基本的認識を明らかにするとともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、この法律を制定する。

（目的）

第一条　この法律は、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めることにより、津波対策を総合的かつ効果的に推進し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（津波対策を推進するに当たっての基本的認識）

第二条　津波対策は、次に掲げる津波に関する基本的認識の下に、総合的かつ効果的に推進されなければならない。

一　津波は、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれがあること。

二　津波は、その発生に際して国民が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができることから、防潮堤、水門等津波からの防護のための施設の整備と併せて、津波避難施設（津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能を有する堅固な建築物又は工作物をいう。以下同じ。）の着実な整備を推進するとともに、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、防災思想の普及等を推進することにより津波及び津波による被害の特性、津波に備える必要性等に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要であること。

三　津波は、被害の発生を防止し、又は軽減するためにその規模等を迅速かつ適切に予測する必要があること、津波による被害の詳細な予測がいまだ困難であること等から、観測体制の充実並びに過去の津波及び将来発生することが予測される津波並びにこれらによる被害等に関する調査研究を推進することが重要であること。

四　津波は、国境を越えて広域にわたり伝播す

る特性を有していること、各国における調査研究の成果を国際的に共有する必要性が高いこと等から、観測及び調査研究に係る国際協力を推進することが重要であること。

（この法律の趣旨及び内容を踏まえた津波対策の実施）

第三条　国及び地方公共団体は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）その他の関係法律に基づく災害対策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、津波対策を適切に実施しなければならない。

2　事業者及び国民は、津波対策の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する津波対策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力体制の整備）

第四条　国は、津波対策を効果的に推進するため、国、地方公共団体、大学等の研究機関、事業者、国民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならない。

（津波の観測体制の強化及び調査研究の推進）

第五条　国は、津波による被害の発生を防止し、又は軽減するため、津波の観測体制の強化に努めなければならない。

2　国は、津波の発生機構の解明、津波の規模等に関する予測の精度の向上、地形、土地利用の現況その他地域の状況を踏まえて津波による被害を詳細に予測する手法の開発及び改善、津波による被害の防止又は軽減を図るための施設の改良、津波に関する記録（国民の津波に関する体験の記録を含む。）の収集その他津波対策を効果的に実施するため必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

（地域において想定される津波による被害の予測等）

第六条　都道府県及び市町村は、地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行い、その結果を津波対策に活用するよう努めなければならない。

2　都道府県及び市町村は、前項の予測の内容について、津波により浸水するおそれのある地域の土地利用の現況の変化、津波に関する最新の知見等を踏まえて、適宜、適切な見直しを行うよう努めなければならない。

3　国は、都道府県及び市町村が第一項の予測及びその結果の津波対策への活用を適切に行うことができるよう、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施等）

第七条　国及び地方公共団体は、第五条第二項の調査研究の成果等を踏まえ、国民が、津波に関する記録及び最新の知見、地域において想定される津波による被害、津波が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じ、津波が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるようになることを目標として、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、津波について防災上必要な教育及び訓練、防災思想の普及等に努めなければならない。

（地域において想定される津波による被害についての周知等）

第八条　都道府県及び市町村は、地震防災対策特別措置法第十四条第一項及び第二項の規定により津波により浸水する範囲及びその水深を住民に周知するに当たっては、第六条第一項の予測の結果を活用するとともに、印刷物の配布のほか予測される被害を映像として住民に視聴させること等を通じてより効果的に行うよう努めなければならない。

2　都道府県及び市町村は、津波により浸水すると想定される範囲に地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波からの迅速かつ適切な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該施設の所有者又は管理者への前項の周知に特に配慮するものとする。

3　第六条第三項の規定は、都道府県及び市町村が行う第一項の周知について準用する。

（津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置）

第九条　国及び地方公共団体は、津波に関する予報又は警報及び避難の勧告又は指示が的確かつ迅速に伝達され、できる限り多くの者が、迅速かつ円滑に避難することができるようにするために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。

3　第一項の措置を講ずる場合及び前項の計画を定める場合には、高齢者、障害者、乳幼児、旅行者、日本語を理解できない者その他避難について特に配慮を要する者の津波からの避難について留意しなければならない。

4　第六条第三項の規定は、都道府県及び市町村が行う第二項の計画の策定について準用する。

（津波対策のための施設の整備等）

第十条　国及び地方公共団体は、津波対策に係る施設の整備等においては、次の事項に特に配慮して取り組むよう努めなければならない。

一　最新の知見に基づく施設の整備の推進

二　既存の施設の維持及び改良

三　海岸及び津波の遡上が予想される河川の堤防の性能（地震による震動及び地盤の液状化により破壊されないために必要とされる性能を含む。）の確保及び向上

四　海岸及び津波の遡上が予想される河川の水門等について津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖を可能とするための改良

五　津波避難施設の指定の推進

2　国及び地方公共団体は、津波により浸水するおそれのある地域において、公共施設等（津波からの防護を直接の目的として整備するものを除く。）を整備しようとするときは、当該地域における一時的な避難場所としての機能その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮しなければならない。

（津波対策に配慮したまちづくりの推進）

第十一条　都道府県及び市町村は、まちづくりを推進するに当たっては、津波対策について考慮した都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の用途地域の指定、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条の災害危険区域の指定等による津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、津波が発生した際に沿岸部の堅固な建築物を利用して内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築その他の津波対策の推進に配慮して取り組むよう努めなければならない。

（危険物を扱う施設の津波からの安全の確保）

第十二条　国及び地方公共団体は、産業との調和に配意しつつ、石油類、火薬類、高圧ガス、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質その他の危険物

を多量に扱う施設の津波からの安全の確保に努めなければならない。

（災害復旧及び災害からの復興に当たっての配慮）

第十三条　災害復旧に関する国の制度は、津波による被害からの復旧にも十分配慮されたものでなければならない。

２　国及び地方公共団体は、津波による被害の特性を踏まえ、津波により被害を受けた地域の復旧及び復興に当たり、当該地域の産業の復興及び雇用の確保に特に配慮するよう努めなければならない。

（津波対策に関する国際協力の推進）

第十四条　国は、津波が、国境を越えて広域にわたり伝播する特性を有していること、各国における調査研究の成果を国際的に共有する必要性が高いこと及び我が国において蓄積された津波に関する知見の国際的評価が高いことに鑑み、津波による被害の発生を防止し、又は軽減するための国際協力の推進について、次に掲げる事項に特に配慮して取り組むよう努めなければならない。

一　国際的な観測及び通報のための体制の整備

二　海外への研究者の派遣

三　外国人研究者及び外国人留学生の受入れ並びに帰国後のこれらの者との継続的な交流及び連携

四　我が国において蓄積された知識、技術、記録等の海外への提供

五　海外の被災地域に対する適切かつ迅速な援助の実施

（津波防災の日）

第十五条　国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、津波防災の日を設ける。

２　津波防災の日は、十一月五日とする。

３　国及び地方公共団体は、津波防災の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十六条　国は、津波対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

２　国は、都道府県又は市町村が、地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行う場合又はその内容を住民に視聴させるための映像を作成する場合には、必要な財政上の援助を行うものとする。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

２　第十六条第二項の規定は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

（検討）

第二条　政府は、速やかに、津波避難施設が津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能をより効果的に発揮することができるよう、その適切な配置、構造及び規模並びに運用の方法、津波避難施設への迅速かつ円滑な移動の確保のために必要な措置等の検討を踏まえ、津波避難施設、津波避難施設への避難路及び誘導のための設備等の整備の促進を図るために必要な財政上及び税制上の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、東日本大震災の検証等を踏まえ、津波対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年六月十六日

法務委員長　浜田　昌良

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するため、及びサイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設その他の処罰規定の整備を行うとともに、記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行い、並びに悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定の整備を行うほか、所要の規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　不正指令電磁的記録に関する罪（刑法第十九章の二）における「人の電子計算機における実行の用に供する目的」とは、単に他人の電子計算機において電磁的記録を実行する目的ではなく、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせない電磁的記録であるなど当該電磁的記録が不正指令電磁的記録であることを認識認容しつつ実行する目的であることなど同罪の構成要件の意義を周知徹底することに努めること。また、その捜査等に当たっては、憲法の保障する表現の自由を踏まえ、ソフトウエアの開発や流通等に対して影響が生じることのないよう、適切な運用に努めること。

二　記録命令付差押えについては、電磁的記録の保管者等に不当な負担を生じさせることのないよう十分留意するとともに、当該記録媒体を差し押さえるべき必要性を十分勘案した適切な運用に努めること。

三　通信履歴の保全要請については、憲法が通信の秘密を保障している趣旨に鑑み、その必要性及び通信事業者等の負担を考慮した適切な運用に努めること。

四　サイバー犯罪が、容易に国境を越えて行われ、国際的な対応が必要とされる問題であることに鑑み、その取締りに関する国際的な捜査協力態勢の一層の充実を図るほか、捜査共助に関する条約の締結推進等について検討すること。

五　本法の施行状況等に照らし、高度情報通信ネットワーク社会の健全な発展と安全対策のさらなる確保を図るための検討を行うとともに、必要に応じて見直しをすること。なお、保全要請の件数等を、当分の間一年ごとに当委員会に対し報告すること。

右決議する。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年五月三十一日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条　刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六条の三」を「第九十六条の六」に、「第十九章　印章偽造の罪(第百六十四条―第百六十八条)」を「第十九章　印章偽造の罪(第百六十四条―第百六十八条)　第十九章の二　不正指令電磁的記録に関する罪(第百六十八条の二・第百六十八条の三)」に改める。

第九十六条中「方法で」を「方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を」に、「二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第九十六条の二を次のように改める。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第九十六条の二　強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となった者も、同様とする。

一　強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為

二　強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為

三　金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為

第九十六条の三の見出しを「(公契約関係競売等妨害)」に改め、同条第一項中「入札」の下に「で契約を締結するためのもの」を加え、「二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、第二編第五章中同条を第九十六条の六とし、第九十六条の二の次に次の三条を加える。

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三　偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四　偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五　報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二編第十九章の次に次の一章を加える。

第十九章の二　不正指令電磁的記録に関する罪

(不正指令電磁的記録作成等)

第百六十八条の二　正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二　前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2　正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3　前項の罪の未遂は、罰する。

(不正指令電磁的記録取得等)

第百六十八条の三　正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百七十五条中「図画」の下に「、電磁的記録に係る記録媒体」を加え、「、販売し」を削り、「又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する」を「若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する」に改め、同条後段を次のように改める。

電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

第百七十五条に次の一項を加える。

2　有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

第二百三十四条の二に次の一項を加える。

2　前項の罪の未遂は、罰する。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条　刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第九十九条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二　裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。)をすることができる。

第百六条中「差押又は捜索は、差押状」を「差押え、記録命令付差押え又は捜索は、差押状、記録命令付差押状」に改める。

第百七条第一項中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、「差し押えるべき物」を「差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」に改め、同条第二項中「前項の差押状」を「第一項の差押状、記録命令付差押状」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第九十九条第二項の規定による処分をするときは、前項の差押状に、同項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第百八条第一項中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め、同条第二項及び第四項中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加える。

第百九条中「裁判所書記は、差押状」を「裁判所書記官は、差押状、記録命令付差押状」に改める。

第百十条中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百十条の二　差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状の執行をする者は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。公判廷で差押えをする場合も、同様である。

一　差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二　差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第百十一条第一項中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、「差押又は」を「差押え、記録命令付差押え又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百十一条の二　差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状又は捜索状の執行をする者は、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。公判廷で差押え又は捜索をする場合も、同様である。

第百十二条第一項中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、「出入する」を「出入りする」に改め、同条第二項中「終る」を「終わる」に、「附する」を「付する」に改める。

第百十三条第一項中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第百十四条中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、「代るべき者」を「代わるべき者」に改める。

第百十六条中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加える。

第百十七条中「左の」を「次に掲げる」に改め、「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、同条第二号中「出入する」を「出入りする」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第百十八条中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加え、「終る」を「終わる」に改める。

第百二十条中「保管者」の下に「（第百十条の二の規定による処分を受けた者を含む。）」を加え、「代るべき者」を「代わるべき者」に改める。

第百二十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

押収物が第百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

第百四十二条中「第百十二条乃至第百十四条」を「第百十一条の二から第百十四条まで」に改める。

第百五十七条の四第二項中「物をいう。以下同じ」を「ものに限る」に改める。

第百九十七条に次の三項を加える。

検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

第二項又は第三項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第二百十八条第一項中「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に、「身体の」を「、身体の」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第二百十九条第一項中「差し押えるべき物」を「差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」に、「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前条第二項の場合には、同条の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第二百二十条第二項に後段として次のように加える。

第百二十三条第三項の規定は、この場合についてこれを準用する。

第二百二十二条第一項中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に、「乃至第百五条」を「から第百五条まで」に、「乃至第百十二条」を「から第百十二条まで」に、「乃至第百二十四条の」を「から第百二十四条までの」に、「、第百十二条」を「、第百十一条の二、第百十二条」に、「乃至第百四十条」を「から第百四十条まで」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「乃至第百二十四条」を「から第百二十四条まで」に改め、同条第三項中「押収」を「差押え、記録命令付差押え」に改める。

第四百九十八条の次に次の一条を加える。

第四百九十八条の二　不正に作られた電磁的記録又は没収された電磁的記録に係る記録媒体を返還し、又は交付する場合には、当該電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をしなければならない。

不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体が公務所に属する場合において、当該電磁的記録に係る記録媒体が押収されていないときは、不正に作られた部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

第四百九十九条の次に次の一条を加える。

第四百九十九条の二　前条第一項の規定は第百二十三条第三項の規定による交付又は複写について、前条第二項の規定は第二百二十条第

二項及び第二百二十二条第一項において準用する第百二十三条第三項の規定による交付又は複写について、それぞれ準用する。

　前項において準用する前条第一項又は第二項の規定による公告をした日から六箇月以内に前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第三条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

　第二条第二項第三号中「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に、「、当該罪」を「当該罪」に改める。

　第三条第一項中第十一号を第十五号とし、第八号から第十号までを四号ずつ繰り下げ、同項第七号中「信用毀損」を「信用毀損」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第六号を第十号とし、第二号から第五号までを四号ずつ繰り下げ、同項第一号中「（明治四十年法律第四十五号）」を削り、「常習賭博」を「常習賭博」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条（封印等破棄）の罪　五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

二　刑法第九十六条の二（強制執行妨害目的財産損壊等）の罪　五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

三　刑法第九十六条の三（強制執行行為妨害等）の罪　五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

四　刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨害）の罪　五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

　第三条第二項中「第一号、第二号及び第九号」を「第五号、第六号及び第十三号」に改める。

　第四条中「前条第一項第三号、第五号、第六号」を「前条第一項第七号、第九号、第十号」に、「第九号及び第十号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

　第五条中「第三条第一項第六号」を「第三条第一項第十号」に改める。

　第十三条第二項を次のように改める。

2　前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産（次に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができない。同項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

一　財産に対する罪

二　刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三条（組織的な拐取者身の代金取得等）の罪

三　刑法第二百二十五条の二第二項（拐取者身の代金取得等）又は第二百二十七条第四項後段（収受者身の代金取得等）の罪

四　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条第一項後段（高金利の受領）、第二項後段（業として行う高金利の受領）若しくは第三項後段（業として行う著しい高金利の受領）、第五条の二第一項後段（高保証料の受領）若しくは第五条の三第一項後段（保証料がある場合の高金利の受領）、第二項後段（保証があり、かつ、変動利率による利息の定めがある場合の高金利の受領）若しくは第三項後段（根保証がある場合の高金利の受領）の罪、同法第五条第一項後段若しくは第二項後段、第五条の二第一項後段若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段の違反行為に係る同法第八条第一項（高金利の受領等の脱法行為）の罪、同法第五条第三項後段の違反行為に係る同法第八条第二項（業として行う著しい高金利の受領の脱法行為）の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪

五　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

六　別表第四十一号、第五十二号、第六十五号、第七十一号、第七十六号又は第七十八号に掲げる罪

　第七十一条第一項を次のように改める。

　検察官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に関して必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一　関係人の出頭を求めてこれを取り調べること。

二　鑑定を嘱託すること。

三　実況見分をすること。

四　書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めること。

五　公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

六　電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

七　裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすること。

　別表を次のように改める。

別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係）

一　第三条（組織的な殺人等）、第四条（未遂罪）若しくは第六条第一項第一号（組織的な殺人の予備）の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項（団体の不正権益に係る殺人の予備）の罪又は第十条第一項（犯罪収益等隠匿）若しくは第二項（未遂罪）の罪

二イ　刑法第九十六条の五（加重封印等破棄等）の罪

ロ　刑法第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）若しくは第百十条第一項（建造物等以外放火）の罪、同法第百十五条の規定により同法第百九条第一項若しくは第百十条第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪（同法第百十条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。）の未遂罪

ハ　刑法第百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）若しくは第百三十九条第二項（あへん煙吸食のための場所提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪

ニ　刑法第百四十八条（通貨偽造及び行使等）若しくは第百四十九条（外国通貨偽造及び行使等）の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第百五十三条（通貨偽造等準備）の罪

ホ　刑法第百五十五条第一項（有印公文書

偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第百五十七条第一項（公正証書原本不実記載）の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪（同法第百五十七条第一項の罪の未遂罪を除く。）に係る同法第百五十八条（偽造公文書行使等）の罪、同法第百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第百六十一条（偽造私文書等行使）の罪又は同法第百六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

ヘ　刑法第百六十二条（有価証券偽造等）又は第百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

ト　刑法第百六十三条の二から第百六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

チ　刑法第百七十五条（わいせつ物頒布等）の罪

リ　刑法第百八十六条（常習賭博及び賭博場開張等図利）の罪

ヌ　刑法第百九十七条から第百九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）の罪

ル　刑法第百九十九条（殺人）の罪又はその未遂罪

ヲ　刑法第二百四条（傷害）又は第二百五条（傷害致死）の罪

ワ　刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）又は第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪

カ　刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪

ヨ　刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条から第二百四十一条まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）又は第二百四十三条（未遂罪）の罪

タ　刑法第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪

レ　刑法第二百五十三条（業務上横領）の罪

ソ　刑法第二百五十六条第二項（盗品有償譲受け等）の罪

ツ　刑法第二百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）の罪又は同条の例により処断すべき罪

三　爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条から第六条まで（爆発物の使用、製造等）の罪

四　外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）第一条（偽造等）、第二条（偽造外国流通貨幣等の輸入）、第三条第一項（偽造外国流通貨幣等の行使等）若しくは第四条（偽造等準備）の罪又はこれらの罪の未遂罪

五　印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）第一条（偽造等）又は第二条（偽造印紙等の使用等）の罪

六　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項（加重傷害）若しくは第二項（未遂罪）又は第一条ノ三（常習傷害等）の罪

七　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条から第四条まで（常習特殊強窃盗、常習累犯強窃盗、常習強盗致傷等）の罪

八　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八条第二号（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

九　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十九条の六第一号（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

十　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条（暴行等による職業紹介等）の罪

十一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項（児童淫行）の罪

十二　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第八十五条第一項（切手類の偽造等）の罪又はその未遂罪

十三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第百九十七条の二第十一号から第十三号まで（内部者取引等）又は第二百条第十四号（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

十四　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第一号（無許可営業）の罪

十五　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条の三（使用等）の罪

十六　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第百十一条（暴行等による職業紹介等）の罪

十七　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条（無資格競馬等）又は第三十二条の二後段（加重収賄）の罪

十八　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十八条の四（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

十九　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十一条の七から第七十一条の十まで（役員の特別背任、代表社会医療法人債権者等の特別背任、未遂罪、虚偽文書行使等）又は第七十一条の十二第一項（社会医療法人債権者の権利の行使に関する収賄）の罪

二十　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条（無資格自転車競走等）又は第六十条後段（加重収賄）の罪

二十一　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十九条の三第一号（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

二十二　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百十二条の三（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

二十三　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第十条の二の二（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

二十四　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号（非弁護士の法律事務の取扱い等）又は第四号（業として行う譲り受けた権利の実行）の罪

二十五　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等）の罪

二十六　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条（無資格小型自動車競走等）又は第六十五条後段（加重収賄）の罪

二十七　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百六十三条第九号（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

二十八　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の違反行為に係る同法第二十四条第一号（無登録販売等）の罪又は同法第二十四条の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪

二十九　投資信託及び投資法人に関する法律

（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百二十八条（執行役員等の特別背任）、第二百二十八条の二（代表投資法人債権者等の特別背任）、第二百三十条（虚偽文書行使等）、第二百三十四条第一項（投資主等の権利の行使に関する収賄）、第二百三十六条第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）又は第二百四十三条第二号（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

三十　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第九十条の四の二（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

三十一　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条（無資格モーターボート競走等）又は第七十二条後段（加重収賄）の罪

三十二　覚せい剤取締法第四十一条の三（覚醒剤の使用、覚醒剤原料の輸入等）、第四十一条の四（管理外覚醒剤の施用等）、第四十一条の七（覚醒剤原料の輸入等の予備）、第四十一条の十（覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等）又は第四十一条の十三（覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪

三十三　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項（不法就労助長）、第七十三条の三（在留カード偽造等）、第七十三条の四（偽造在留カード等所持）、第七十三条の五（在留カード偽造等準備）、第七十四条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）、第七十四条の四（集団密航者の収受等）若しくは第七十四条の六（不法入国等援助等）の罪又は同法第七十四条の八第二項（営利目的の不法入国者等の蔵匿等）の罪若しくはその未遂罪

三十四　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二十五条の二の二（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

三十五　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条の三（ジアセチルモルヒネ等の施用等）又は第六十六条の二（麻薬の施用等）の罪

三十六　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十一条（銃砲の無許可製造）、第三十一条の二（銃砲弾の無許可製造）若しくは第三十一条の三第一号（銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造）の罪又は猟銃の製造に係る同条第四号（猟銃の無許可製造）の罪

三十七　労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）第百条の四の二（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

三十八　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百八条の四から第百九条の二まで（輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等）の罪

三十九　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条（高金利等）、第五条の二第一項（高保証料）、第五条の三（保証料がある場合の高金利等）若しくは第八条第一項（高金利等の脱法行為）若しくは第二項（業として行う著しい高金利の脱法行為）の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪

四十　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第三十七条第一項後段（加重収賄）の罪

四十一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

四十二　売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）、第八条第一項（対償の収受等）、第十条（売春をさせる契約）、第十一条第二項（業として行う場所の提供）、第十二条（売春をさせる業）又は第十三条（資金等の提供）の罪

四十三　銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで（拳銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の七から第三十一条の九まで（拳銃実包の輸入、所持、譲渡し等）、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで（猟銃の所持等、拳銃等の輸入の予備、拳銃等の輸入に係る資金等の提供）、第三十一条の十五（拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等）、第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び猟銃以外の銃砲等の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十一条の十七（拳銃等としての物品の輸入等）、第三十一条の十八第一号（拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条第一号（拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）の罪

四十四　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九十六条又は第百九十六条の二（特許権等の侵害）の罪

四十五　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十八条又は第七十八条の二（商標権等の侵害）の罪

四十六　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の九（業として行う指定薬物の製造等）又は第八十四条第五号（業として行う医薬品の販売等）の罪

四十七　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七十一条（設立委員の特別背任）又は第七十三条第一項（株主等の権利の行使に関する収賄）の罪

四十八　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十九条（著作権等の侵害等）の罪

四十九　航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条（航空機の強取等）、第二条（航空機強取等致死）又は第四条（航空機の運航阻害）の罪

五十　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十五条第一項第一号（無許可廃棄物処理業）、第七号（名義貸し）、第八号（廃棄物処理施設の無許可設置）、第十三号（産業廃棄物の処理の受託）若しくは第十四号（不法投棄）の罪又は同号に掲げる罪に係る同条第二項（不法投棄の罪に係る未遂罪）の罪

五十一　航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条から第五条まで（航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪）の罪

五十二　人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条から第四条まで（人質による強要等、加重人質強要、人質殺害）の罪

五十三　無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）第五条（開設等）の罪

五十四　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号（無免許営業）又は第六十三条の二の二（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

五十五　細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条（生物兵器等の使用等）又は第十条（生物兵器等の製造等）の罪

五十六　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号（無登録営業）の罪

五十七　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十八条（有害業務目的労働者派遣）の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五十九条第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪

五十八　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十六条から第二十八条まで（特別永住者証明書偽造等、偽造特別永住者証明書等所持、特別永住者証明書偽造等準備）の罪

五十九　麻薬特例法第六条第一項（薬物犯罪収益等隠匿）又は第二項（未遂罪）の罪

六十　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五十七条（虚偽文書行使等）の罪

六十一　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十三条第五号（損失補填に係る利益の収受等）の罪

六十二　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条から第四十条まで（化学兵器の使用、製造等）の罪

六十三　サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条（発散）又は第六条第一項から第三項まで（製造等）の罪

六十四　保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十七条の二第二号（損失補填に係る利益の収受等）、第三百二十二条（取締役等の特別背任）、第三百二十三条（代表社債権者等の特別背任）、第三百二十五条（虚偽文書行使等）、第三百二十九条第一項（社員等の権利の行使に関する収賄）又は第三百三十一条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

六十五　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生）の罪

六十六　臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪

六十七　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条後段（加重収賄）の罪

六十八　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九十七条第一号（損失補填に係る利益の収受等）、第三百二条（取締役等の特別背任）、第三百三条（代表特定社債権者等の特別背任）、第三百五条（虚偽文書行使等）、第三百九条第一項（社員等の権利の行使に関する収賄）又は第三百十一条第三項（社員等の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第六項（社員等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

六十九　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十七条（一種病原体等の発散）、第六十八条第一項から第三項まで（一種病原体等の輸入）、第六十九条（一種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪

七十　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条（児童買春周旋）、第六条第二項（業として行う児童買春勧誘）、第七条第四項から第六項まで（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）又は第八条（児童買春等目的人身売買等）の罪

七十一　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生）の罪

七十二　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）第十六条（人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植）の罪

七十三　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百八十八条第一項（加入者の権利の行使に関する収賄）の罪

七十四　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十九条の二の二（損失補填に係る利益の収受等）の罪

七十五　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条（資金提供）又は第三条（資金収集）の罪

七十六　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条（詐欺更生）の罪

七十七　仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第五十条から第五十二条まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄）の罪

七十八　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産）の罪

七十九　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第九十四条第七号（損失補填に係る利益の収受等）の罪

八十　会社法第九百六十条から第九百六十二条まで（特別背任、未遂罪）、第九百六十四条（虚偽文書行使等）、第九百六十八条第一項（株主等の権利の行使に関する収賄）又は第九百七十条第二項（株主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

八十一　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪

八十二　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三条から第七条まで（放射線の発散等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の所持等、放射性物質等の使用の告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪

八十三　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第一項第二号（損失補填に係る利益の収受等）の罪

八十四　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項から第三項まで（船舶の強取等）又は第四条（船舶強取等致死傷）の罪

（刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正）

第四条　刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（適用対象）

第一条の二　この法律の適用については、被告人以外の者に帰属する電磁的記録は、その者の所有に属するものとみなす。

第二条第二項中「わからない」を「分からない」に、「官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場に十四日間掲示して」を「政令で定める方法によつて」に改め、ただし書を削る。

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第五条　国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、次に掲げる処分をすることができる。

一　関係人の出頭を求めてこれを取り調べること。
二　鑑定を嘱託すること。
三　実況見分をすること。
四　書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めること。
五　公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。
六　電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

第八条第二項中「差押え」の下に「、記録命令付差押え」を加える。

（不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正）

第六条　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「二に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項第一号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十六条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
二　第六条の規定　サイバー犯罪に関する条約が日本国について効力を生ずる日
三　附則第五十八条の規定　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。同条及び附則第五十九条において「児童買春等処罰法一部改正法」という。）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日
四　附則第六十条の規定　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。同条及び附則第六十一条において「労働者派遣法等一部改正法」という。）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日
五　附則第六十二条の規定　不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条　組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法（以下「新組織的犯罪処罰法」という。）第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

一　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第一号（無許可営業）の罪
二　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十八条の四（損失補塡に係る利益の収受等）の罪
三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百四十三条第二号（損失補塡に係る利益の収受等）の罪
四　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七十三条第一項（株主等の権利の行使に関する収賄）の罪
五　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号（無免許営業）の罪
六　保険業法（平成七年法律第百五号）第三百二十九条第一項（社員等の権利の行使に関する収賄）又は第三百三十一条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
七　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九十七条第一号（損失補塡に係る利益の収受等）の罪

第三条　新組織的犯罪処罰法の規定の適用については、次に掲げる罪は、新組織的犯罪処罰法第十三条第二項各号に掲げる罪とみなす。

一　破産法（平成十六年法律第七十五号）附則第六条前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における同法附則第二条の規定による廃止前の破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百七十四条（詐欺破産）の罪、同条の例により処断すべき罪及び同法第三百七十八条（第三者の詐欺破産）の罪
二　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第七十六号。以下この条において「破産法整備法」という。）附則第十二条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における破産法整備法第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百三十九条第一項（協同組織金融機関の理事等の詐欺更生）及び第二項（相互会社の取締役等の詐欺更生）並びに第五百四十条第一項（協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生）及び第二項（相互会社に関する第三者の詐欺更生）の罪
三　破産法整備法附則第十二条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における破産法整備法第一条の規定による改正前の民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百四十六条（詐欺再生）及び第二百四十七条（第三者の詐欺再生）の罪
四　破産法整備法附則第十二条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされている場合における破産法整備法第二条の規定による改正前の会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五十五条（詐欺更生）及び第二百五十六条（第三者の詐欺更生）の罪

第四条　新組織的犯罪処罰法の規定（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。第一号及び附則第十八条において「特定資産流動化法等一部改正法」という。）附則第六十五条、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。第二号及び附則第二十条において「職業安定法等一部改正法」という。）附則第十二条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。第三号及び附則第三十五条において「一般

社団・財団法人法等整備法」という。）第四百五十七条又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号。第四号及び附則第三十八条において「証券取引法等一部改正法整備法」という。）第二百十七条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。）の適用については、次に掲げる罪は、新組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。

一　特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百二十八条、第二百三十条、第二百三十五条第一項並びに第二百三十六条第二項及び第四項の罪

二　職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における職業安定法等一部改正法第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）附則第六項の罪

三　一般社団・財団法人法等整備法第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における一般社団・財団法人法等整備法第一条の規定による廃止前の中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条の罪

四　証券取引法等一部改正法整備法第二百十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における証券取引法等一部改正法整備法第一条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第百四十八条の罪

第五条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下この条及び附則第五十七条において「入管法等一部改正法」という。）の施行の日が施行日後となる場合には、入管法等一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織的犯罪処罰法別表第三十三号及び第五十八号の規定の適用については、同表第三十三号中「第七十三条の二第一項（不法就労助長）、第七十三条の三（在留カード偽造等）、第七十三条の四（偽造在留カード等所持）、第七十三条の五（在留カード偽造等準備）」とあるのは「第七十三条の二（不法就労助長）」と、同表第五十八号中「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十六条から第二十八条まで（特別永住者証明書偽造等、偽造特別永住者証明書等所持、特別永住者証明書偽造等準備）の罪」とあるのは「削除」とする。

第六条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における刑事訴訟法第百五十七条の四第二項の規定の適用については、同項中「以下同じ」とあるのは、「第三百十六条の十四第二号を除き、以下同じ」とする。

第七条　第六条の規定による改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律第八条第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

第八条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第九条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「第一号又は第二号」を「第五号又は第六号」に改め、同項第四号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押（差押状の執行を含む。）」を「差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第十一条　日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押（差押状の執行を含む。）」を「差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第十二条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押（差押状の執行を含む。）」を「差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第十三条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に、「同項第七号」を「同項第十一号」に、「同条第一項第七号」を「同条第一項第十一号」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第十四条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第三号中「第九十六条の三」を「第九十六条の五」に改め、「第百九十八条」の下に「、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項（同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）」を加える。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正）

第十五条　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「前条第一項各号」の下に「又は第四項各号」を、「第十一条第一項各号」の下に「又は第三項各号」を加える。

（財務省設置法の一部改正）

第十六条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書中「差押え」の下に「、記録命令付差押え」を、「同法」の下に「第百九十七条第三項の規定による求め並びに同法」を加える。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正）

第十七条　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第七号」に改める。

（特定資産流動化法等一部改正法の一部改正）

第十八条　特定資産流動化法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第六十六条を次のように改める。

第六十六条　削除

（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第二条中「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に改める。

附則第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条及び第三十条　削除

（職業安定法等一部改正法の一部改正）

第二十条　職業安定法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第四条中「及び附則第十八条」を削る。

附則第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条及び第十八条　削除

（貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十条中「前条」を「第八条」に改める。

附則第十八条を削る。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第三条中「並びに附則第七条及び第八条」を削る。

附則第六条から第八条までを削る。

（刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条　刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

（海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十四条を次のように改める。

第百二十四条　削除

（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条及び第四条を削る。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

（旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条　旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第二項第一号イの改正規定、同法別表第一第四号二中「ト」を「ル」に改め、同号ト中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号中トをルとし、ヘをヌとし、ホをヘとし、への次にトからリまでを加える改正規定、同表第四号二の次にホを加える改正規定、同表中第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に三号を加える改正規定、同表第四号の次に一号を加える改正規定及び同法別表第二第八号の改正規定を削る。

附則第一条第四号を次のように改める。

四　削除

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

（不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条　削除

附則第五条中「前三条」を「附則第二条」に改める。

附則第六条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法」に改める。

附則第十三条及び第十四条を削る。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十二条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二第二号、第三号、第十四号から第十六号まで及び第二十号の改正規定並びに同表に一号を加える改正規定を削る。

第百四十五条第二項を削る。

附則第三号を削る。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十三条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項を削る。

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条　関税定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

（一般社団・財団法人法等整備法の一部改正）

第三十五条　一般社団・財団法人法等整備法の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（意匠法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条　意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第二条第三項中「一部施行日以後」を「前条第二号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後」に改める。

附則第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条　削除

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条　証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第三条から第六条までを次のように改める。

第三条から第六条まで　削除

（証券取引法等一部改正法整備法の一部改正）

第三十八条　証券取引法等一部改正法整備法の一部を次のように改正する。

第百七十八条及び第百七十九条を次のように改める。

第百七十八条及び第百七十九条　削除

附則第二号及び第三号を次のように改める。

二及び三　削除

（薬事法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十九条　薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十条　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四十一条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条中「新組織的犯罪処罰法」を「この法律による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に改める。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正）

第四十二条　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条　削除

（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十四条　貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号及び第六号を削る。

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

附則第五十五条及び第五十六条を次のように改める。

第五十五条及び第五十六条　削除

（モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十五条　モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第四十六条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。次条第二項において「犯罪収益移転防止法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号を削る。

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（調整規定）

第四十七条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の公布の日が施行日後となる場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第一条第五号を削る。	第十一条第一項中「収税官吏、税関職員、徴税吏員」を「税関職員」に、「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項」を「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」に改める。 附則第一条第五号を削る。 附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。 第三条　削除 附則第四条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

2　前項の場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律のうち次の表の上欄に掲げる犯罪収益移転防止法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項の改正規定	、「収税官吏、税関職員、徴税吏員」を「税関職員」に、「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項」を「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」に改め	改め
附則第三条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、附則第四条の前に見出しを付する改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定	附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。 第三条　削除 附則第四条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。 附則の次に次の別表を加える。	附則の次に次の別表を加える。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第四十八条　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条　削除

第五十六条第一項中「前三条（第五十三条第二項を除く。次項において同じ。）のいずれか」を「第五十三条第一項又は第五十四条」に改め、同条第二項中「前三条のいずれか」を「第五十三条第一項又は第五十四条」に改める。

附則第一条ただし書を削る。

（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第四十九条　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

（種苗法の一部を改正する法律の一部改正）

第五十条　種苗法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第五十一条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第八十条を次のように改める。

第八十条　削除

附則第八十一条中「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の下に「（平成十一年法律第百三十六号）」を加える。

（水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律の一部改正）

第五十二条　水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第三条中「施行日以後」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後」に改める。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条　削除

（自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部改正）

第五十三条　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条　削除

（銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律の一部改正）

第五十四条　銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条　削除

（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正）

第五十五条　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第二条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第六条を削る。

（商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第五十六条　商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号及び第五号を削る。

附則第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条及び第二十七条　削除

附則第二十八条中「前条」を「第二十五条」に改める。

附則第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

第三十四条及び第三十五条　削除

（入管法等一部改正法の一部改正）

第五十七条　入管法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号及び第七号を削る。

附則第二条中「第三号施行日」を「前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）」に改める。

附則第四十四条第六号を削る。

附則第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

第五十四条及び第五十五条　削除

（児童買春等処罰法一部改正法の一部改正）

第五十八条　児童買春等処罰法一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第五十九号」を「第七十号」に、「第七条（児童ポルノ頒布等）」を「第七条第四項から第六項まで」に、「第七条第五項（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）、第六項（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等の目的による製造等）若しくは第七項（児童ポルノの不特定又は多数の者に対する提供等の目的による外国への輸入等）」を「第七条第五項から第七項まで」に改める。

附則第六条を削る。

（調整規定）

第五十九条　児童買春等処罰法一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法別表の改正規定（同表第七十号に係る部分に限る。）中「第七条第四項から第六項まで」とあるのは、「第七条第五項から第七項まで」とし、附則第二十七条及び前条の規定は、適用しない。

（労働者派遣法等一部改正法の一部改正）

第六十条　労働者派遣法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第十四条第十二号中「第四十八号」を「第五十七号」に改める。

（調整規定）

第六十一条　労働者派遣法等一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法別表の改正規定（同表第五十七号に係る部分に限る。）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とし、前条の規定は、適用しない。

（不正競争防止法一部改正法の一部改正）

第六十二条　不正競争防止法一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第二条中「「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、」を削り、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に改める。

附則第四条及び第五条を削る。

（調整規定）

第六十三条　不正競争防止法一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法第二条第二項第三号の改正規定中「「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に、「、当該罪」を「、当該罪」とし、附則第三十六条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）」に改める。 附則第十五条を次のように改める。 第十五条　削除	附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）」に改める。

2　前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

審査報告書

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年六月十六日

法務委員長　浜田　昌良

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災の被災者である相続人が、生活の混乱の中で、限定承認、相続放棄等を行うことができないまま相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、これらの者が相続の承認又は放棄をすべき期間を平成二十三年十一月三十日まで延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年六月十六日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律

1　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有していた者

をいう。以下同じ。）であって平成二十二年十二月十一日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものに対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の規定の適用については、同項中「三箇月以内」とあるのは、「三箇月以内（当該期間の末日が平成二十三年十一月三十日前である場合には、同日まで）」とする。ただし、当該被災者が相続の承認若しくは放棄をしないで死亡した場合又は未成年者若しくは成年被後見人である場合については、この限りでない。

2　前項の規定は、相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡し、かつ、その者の相続人が被災者である場合における当該死亡した相続人の相続及び相続人が未成年者又は成年被後見人である相続であってその法定代理人が被災者であるものについて準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に民法第九百二十一条第二号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用する。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第一号に掲げる場合に該当することとなったときは、この限りでない。

審査報告書

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年六月十六日

厚生労働委員長　津田弥太郎

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を独立行政法人地域医療機能推進機構に改組することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付することとし、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。

二、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、中期計画に基づいて譲渡すること。

三、政府は、新たな機構に対し、その業務の財源に充てるための税や保険料などの国費を投入しないこと。

四、政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。

右決議する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年六月十日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律

第一条　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「附則第三条第二項」の下に「又は第四条の二第二項」を加える。

第十九条中「七年間」を「七年以上の厚生労働大臣が定める期間」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十二条中「第十三条」の下に「及び附則第四条第一項」を加える。

附則第四条を次のように改める。

（業務の特例）

第四条　機構は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日の前日までの間、第十三条に規定する業務のほか、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるものの運営又は管理を行うものとする。

2　機構は、前項に規定する施設に係る業務を第十四条第三号に定める勘定で整理するものとする。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（国の権利義務の承継等の特例）

第四条の二　厚生労働大臣が前条第一項の規定により施設を定めた場合には、その時において、当該施設に係る同項に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構が承継する。

2　前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。

3　附則第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

附則第八条中「第四条」を「第四条の二」に改める。

第二条　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人地域医療機能推進機構法

目次中「第十五条」を「第十九条」に、「第十六条―第二十条」を「第二十条―第二十五条」に、「第二十一条・第二十二条」を「第二十六条・第二十七条」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改める。

第三条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改め、「。以下この条において「国民年金法等改正法」という。」、「。第十四条第一号において「旧厚生年金保険法」という。」、「又は国民年金法等改正法第三条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。第十四条第二号において「旧国民年金法」という。）第七十四条」及び「。第十四条第三号において同じ」を削り、「（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康

保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資する」を「並びに附則第四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた施設である病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。）等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与する」に改める。

第四条中「千葉県」を「東京都」に改める。

第五条第一項中「金額」の下に「（附則第三条第二項又は第四条の二第二項の規定により出資があったものとされた金額を含み、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）第二条の規定による改正前の第三項の規定により出資がなかったものとされた金額を除く。）」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第二項中「二人」を「五人以内」に改め、同条に次の一項を加える。

3　機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事五人以内を置くことができる。

第八条を次のように改める。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法」を「独立行政法人地域医療機能推進機構法」に改める。

第十三条各号を次のように改める。

一　病院の設置及び運営を行うこと。

二　介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。

三　看護師養成施設（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所をいう。）の設置及び運営を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十三条に次の二項を加える。

2　機構は、前項第一号から第三号までに掲げる業務を行うために設置する施設（以下本則において「施設」という。）については、新設してはならない。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定により市町村の委託を受けて行う同法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業に係る業務その他同法に規定する事業であって厚生労働省令で定めるものに係る業務を行うことができる。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

（施設の譲渡）

第十四条　機構は、施設のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができる。

2　機構は、前項の規定により施設を譲渡しようとするときは、当該施設の所在地の都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項の規定により施設を譲渡することとしたときは、当該施設を譲渡するまでの間、その運営を当該譲渡の相手方に委託することができる。

4　機構が第一項の規定により施設を譲渡する場合における通則法第四十六条の二の規定の適用については、同条中「国庫」とあるのは、「年金特別会計」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（施設別財務書類）

第十五条　機構は、毎事業年度、施設ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、その財務に関する書類（以下この条において「施設別財務書類」という。）を作成し、通則法第三十八条第一項の規定により機構の財務諸表を厚生労働大臣に提出するときに、当該施設別財務書類を添付しなければならない。

2　厚生労働大臣は、通則法第三十八条第三項の規定により厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くときは、施設別財務書類についても併せて意見を聴かなければならない。

3　機構は、通則法第三十八条第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、同項に規定する財務諸表その他の書面とともに、遅滞なく、施設別財務書類を厚生労働省令で定めるところにより各事務所及び各施設に備えて置き、同条第四項の主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二十二条中「第十三条及び附則第四条第一項に規定する業務以外の業務を行った」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三　第十七条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

第二十二条を第二十七条とし、第二十一条を第二十六条とする。

第十九条及び第二十条を削り、第四章中第十八条を第二十五条とする。

第十七条中「不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）」を「医療法」に改め、「の行政機関」を削り、同条を第二十四条とする。

第十六条を第二十三条とし、第四章中同条の前に次の三条を加える。

（地域の実情に応じた運営）

第二十条　機構は、施設の運営に当たり、協議会の開催等により、広く当該施設の利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第二十一条　厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（財務大臣との協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十六条第一項の承認をしようとするとき。

二　第十七条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の認可をしようとするとき。

第三章中第十五条の次に次の四条を加える。

（積立金の処分）

第十六条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項

において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を年金特別会計に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券）

第十七条　機構は、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人地域医療機能推進機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3　厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第十八条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（財源措置の特例）

第十九条　機構については、第二十一条第一項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合を除き、通則法第四十六条の規定は、適用しない。

附則第四条第一項中「（平成二十三年法律第　　号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条並びに附則第三条第一項（厚生労働大臣が定めることに係る部分に限る。）、第四条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（譲渡の推進）

第二条　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間、第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（以下「旧法」という。）第三条に規定する年金福祉施設等（次条において「年金福祉施設等」という。）であって、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の施設であるもののうち、厚生労働大臣が定めるものについて、譲渡の推進に努めるものとする。

（業務の委託の継続等）

第三条　独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、第二条の規定による改正後の独立行政法人地域医療機能推進機構法（以下「新法」という。）第十四条第三項の規定によるほか、施行日の前日において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が運営を委託している年金福祉施設等については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図るために当該年金福祉施設等の運営の委託を受けていた者が引き続き運営を行うことが適当であるものとして厚生労働大臣が定めるものに限り、この法律の施行後もなお、その運営をその者に委託することができる。

2　前項の規定により運営を委託する年金福祉施設等に関する新法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「譲渡する」とあるのは、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項に規定する者に譲渡する」とする。

（経過措置）

第四条　施行日の前日において監事である者の任期は、旧法第八条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

第五条　施行日前に、旧法第十三条第一号の規定に基づく譲渡のために必要な手続として厚生労働省令で定めるものが行われていた場合における当該譲渡に係る手続及び国庫納付金については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（機構の在り方の検討）

第七条　政府は、施行日から五年を目途として、機構の経営状況、地域における医療の提供体制の確保の状況等を勘案し、国民が安心して地域で医療を受けられる体制の確立に資するとともに機構の業務運営の効率化及び経営基盤の安定化を図る観点から、機構の役割及び在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（医療法の一部改正）

第八条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第八号を次のように改める。

八　独立行政法人地域医療機能推進機構

（特別会計に関する法律の一部改正）

第九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第三項第一号ルを同号ヲとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第三項の規定による納付金

第百十一条第五項第一号ホを同号へとし、同

号二の次に次のように加える。

ホ　独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項の規定による納付金

第百十一条第七項第一号ヘ中「第十六条第三項」の下に「及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項」を加える。

（健康保険法の一部改正）

第十条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二を次のように改める。

第四条の二　削除

（厚生年金保険法の一部改正）

第十一条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十九条の三を次のように改める。

第二十九条の三　削除

（国民年金法の一部改正）

第十二条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の五を削り、附則第九条の四の二を附則第九条の五とする。

（調整規定）

第十三条　施行日が介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　　号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における新法第三条及び第十三条第三項の規定の適用については、新法第三条中「第八条第二十七項」とあるのは「第八条第二十五項」と、新法第十三条第三項中「第百十五条の四十七第一項」とあるのは「第百十五条の四十六第一項」と、「第百十五条の四十六第一項」とあるのは「第百十五条の四十五第一項」とする。

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年六月十六日

厚生労働委員長　津田弥太郎

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資するため、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年六月十四日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条―第十四条）
第三章　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条―第二十条）
第四章　使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条―第二十八条）
第五章　就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条―第三十一条）
第六章　市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条―第三十九条）
第七章　雑則（第四十条―第四十四条）
第八章　罰則（第四十五条・第四十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2　この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3　この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4　この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5　この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6　この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一　養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
イ　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
ロ　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
ハ　障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
ニ　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
二　養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7　この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
一　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
二　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
三　障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
四　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
五　障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8　この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
一　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
二　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
三　障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
四　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
五　障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

（障害者に対する虐待の禁止）
第三条　何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）
第四条　国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
2　国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3　国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）
第五条　国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（障害者虐待の早期発見等）
第六条　国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
2　障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
3　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章　養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

（養護者による障害者虐待に係る通報等）
第七条　養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
2　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。
第八条　市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）
第九条　市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。
2　市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働

省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3　市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条　市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条　市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条　市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2　市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3　警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条　養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条　市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2　市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第十五条　障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4　障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条　市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条　市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第十九条　市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十条　都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章　使用者による障害者虐待の防止等

（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）

第二十一条　障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（使用者による障害者虐待に係る通報等）

第二十二条　使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2　使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4　労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条　市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条　都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条　市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

（報告を受けた場合の措置）

第二十六条　都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

（公表）

第二十八条　厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章　就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条　学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第三十条　保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第三十一条　医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章　市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

（市町村障害者虐待防止センター）

第三十二条　市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。

二　養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三　障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

（市町村障害者虐待防止センターの業務の委託）

第三十三条　市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3　第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（市町村等における専門的に従事する職員の確保）

第三十四条　市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（市町村における連携協力体制の整備）

第三十五条　市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（都道府県障害者権利擁護センター）

第三十六条　都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。

二　この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

三　障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

四　障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

六　障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

七　その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

（都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託）

第三十七条　都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3　第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（都道府県等における専門的に従事する職員の確保）

第三十八条　都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（都道府県における連携協力体制の整備）

第三十九条　都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章　雑則

（周知）

第四十条　市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（障害者虐待を受けた障害者の自立の支援）

第四十一条　国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第四十二条　国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第四十三条　市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第四十四条　国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章　罰則

第四十五条　第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条　正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第三条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次の一項を加える。

6　六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（調整規定）

第四条　この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

審査報告書

母体保護法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年六月十六日

厚生労働委員長　津田弥太郎

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都道府県の区域を単位として設立された医師会であって、通常の一般社団法人となるものについて、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

母体保護法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年六月十四日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

母体保護法の一部を改正する法律

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（指定医師を指定する医師会の特例）

第四十条　第十四条第一項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第二百八十三条に規定するもののほか、公益社団法人及び特例社団法人（同法第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。以下この項において同じ。）以外の一般社団法人であって、母体保護法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の際特例社団法人であったもの（次項において「特定法人」という。）を含むものとする。

2　厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う第十四条第一項の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年六月十六日

国土交通委員長　小泉　昭男

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、本年四月五日、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年六月九日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。）第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十三年四月五日閣議決定）に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一　入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国の安全のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壌宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二　特定の外国

北朝鮮

三　特定船舶

北朝鮮船籍の全ての船舶

四　入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十四年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）については、平成十八年十月十三日から平成二十四年四月十三日までの間。

五　法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

なし

六　法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成十八年十月十四日

七　その他入港禁止の実施に関し必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

審査報告書

スポーツ基本法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年六月十六日

文教科学委員長　二之湯　智

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

スポーツ基本法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年六月九日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文
第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　スポーツ基本計画等（第九条・第十条）
第三章　基本的施策
第一節　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）
第二節　多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）
第三節　競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）
第四章　スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）
第五章　国の補助等（第三十三条―第三十五条）
附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総

合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2　スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3　スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4　スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5　スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6　スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7　スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8　スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条　スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2　スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3　スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条　国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条　国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条　政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条　文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2　文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3　文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章　基本的施策

第一節　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条　国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条　国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2　前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条　国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条　国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学的研究の推進等）

第十六条　国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（学校における体育の充実）

第十七条　国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条　国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第十九条　国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第二十条　国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節　多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十一条　国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第二十二条　地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2　国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（体育の日の行事）

第二十三条　国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第二十四条　国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節　競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条　国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条　国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。

以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

２　全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

３　国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条　国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

２　国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条　国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条　国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条　政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条　都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条　市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

２　スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

３　スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章　国の補助等

（国の補助）

第三十三条　国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一　国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二　その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

２　国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

３　国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条　地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条　国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条　政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱され

ている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第　　号）第三十二条第一項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第六条　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第　　号）第三十三条第二項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第七条　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第　　号）第三十三条第二項」に改める。

投票者氏名

日程第一　津波対策の推進に関する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三七名

足立　信也君
相原久美子君
有田　芳生君
池口　修次君
石井　　一君
石橋　通宏君
一川　保夫君
岩本　　司君
植松恵美子君
梅村　　聡君
江崎　　孝君
江田　五月君
小川　勝也君
小川　敏夫君
尾立　源幸君
大石　尚子君
大河原雅子君
大久保　勉君
大久保潔重君
大島九州男君
大塚　耕平君
大野　元裕君
岡崎トミ子君
加賀谷　健君
加藤　敏幸君
風間　直樹君
金子　恵美君
金子　洋一君
神本美恵子君
川合　孝典君
川上　義博君
川崎　　稔君
北澤　俊美君
郡司　　彰君
小西　洋之君
小林　正夫君
小見山幸治君
行田　邦子君
輿石　　東君
今野　　東君
佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君
櫻井　　充君
芝　　博一君
主濱　　了君
榛葉賀津也君
鈴木　　寛君
田城　　郁君
田中　直紀君
高橋　千秋君
武内　則男君
谷　　博之君
谷　　亮子君
谷岡　郁子君
ツルネン　マルテイ君
津田弥太郎君
辻　　泰弘君
外山　　斎君
徳永　エリ君
徳永　久志君
轟木　利治君
友近　聡朗君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中谷　智司君
中村　哲治君
長浜　博行君
難波　奨二君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
白　　眞勲君
林　久美子君
姫井由美子君
平田　健二君
平山　幸司君
平山　　誠君
広田　　一君
広野ただし君
福山　哲郎君
藤末　健三君
藤田　幸久君
藤谷　光信君
藤本　祐司君
藤原　正司君
藤原　良信君
舟山　康江君
前川　清成君
前田　武志君
牧山ひろえ君
増子　輝彦君
松井　孝治君
松浦　大悟君
松野　信夫君
水戸　将史君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
森　ゆうこ君
安井美沙子君
柳澤　光美君
柳田　　稔君
山根　隆治君
横峯　良郎君
吉川　沙織君
米長　晴信君
蓮　　　舫君
愛知　治郎君
青木　一彦君
赤石　清美君
有村　治子君
石井　準一君
石井　浩郎君
石井みどり君
磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君
猪口　邦子君
岩井　茂樹君
岩城　光英君
宇都　隆史君
上野　通子君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
岡田　直樹君
岡田　　広君
加治屋義人君
片山さつき君
金子原二郎君
川口　順子君
岸　　信夫君
北川イッセイ君
熊谷　　大君
小泉　昭男君
小坂　憲次君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
佐藤　正久君
佐藤ゆかり君
山東　昭子君
島尻安伊子君
末松　信介君
鈴木　政二君
世耕　弘成君
関口　昌一君
伊達　忠一君
髙階恵美子君
谷川　秀善君
塚田　一郎君
鶴保　庸介君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中西　祐介君
中原　八一君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
野上浩太郎君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
浜田　和幸君
林　　芳正君
福岡　資麿君
藤井　基之君
藤川　政人君
古川　俊治君
牧野たかお君
松下　新平君
松村　祥史君
松村　龍二君
松山　政司君
丸川　珠代君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
山崎　　力君
山崎　正昭君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本　一太君
山本　順三君
吉田　博美君
義家　弘介君
若林　健太君
脇　　雅史君
渡辺　猛之君
秋野　公造君
荒木　清寛君
石川　博崇君
魚住裕一郎君
加藤　修一君
草川　昭三君
木庭健太郎君
白浜　一良君
竹谷とし子君
谷合　正明君
長沢　広明君
西田　実仁君
浜田　昌良君
松　あきら君
山口那津男君
山本　香苗君
山本　博司君
横山　信一君
渡辺　孝男君
上野ひろし君
江口　克彦君
小熊　慎司君
小野　次郎君
川田　龍平君
桜内　文城君
柴田　　巧君
寺田　典城君
中西　健治君
松田　公太君
水野　賢一君
井上　哲士君
市田　忠義君
紙　　智子君
田村　智子君
大門実紀史君
山下　芳生君
荒井　広幸君
片山虎之助君
中山　恭子君
藤井　孝男君
舛添　要一君
福島みずほ君
又市　征治君
山内　徳信君
吉田　忠智君
亀井亜紀子君
自見庄三郎君
糸数　慶子君
尾辻　秀久君
大江　康弘君
長谷川大紋君

反対者氏名　〇名

日程第二　情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　　二二五名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　　司君
植松恵美子君　梅村　　聡君
江崎　　孝君　小川　勝也君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
大石　尚子君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
金子　洋一君　神本美恵子君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　　稔君　北澤　俊美君
郡司　　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
行田　邦子君　輿石　　東君
今野　　東君　佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君　櫻井　　充君
芝　　博一君　主濱　　了君
榛葉賀津也君　鈴木　　寛君
田城　　郁君　田中　直紀君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　　博之君　谷　　亮子君
谷岡　郁子君　ツルネン マルティ君
津田弥太郎君　辻　　泰弘君
外山　　斎君　徳永　エリ君
徳永　久志君　轟木　利治君
友近　聡朗君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
難波　奨二君　西村まさみ君
羽田雄一郎君　白　　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平山　幸司君
平山　　誠君　広田　　一君
広野ただし君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松野　信夫君
水戸　将史君　水岡　俊一君
室井　邦彦君　森　ゆうこ君
安井美沙子君　柳澤　光美君
柳田　　稔君　山根　隆治君
横峯　良郎君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　　　舫君
愛知　治郎君　青木　一彦君
赤石　清美君　有村　治子君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井みどり君　礒崎　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
宇都　隆史君　上野　通子君
衛藤　晟一君　大家　敏志君
岡田　直樹君　岡田　　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君
岸　　信夫君　北川イッセイ君
熊谷　　大君　小泉　昭男君
小坂　憲次君　鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
髙階恵美子君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
橋本　聖子君　浜田　和幸君
林　　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　　力君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　義家　弘介君
若林　健太君　脇　　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
川田　龍平君　桜内　文城君
柴田　　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　松田　公太君
水野　賢一君　荒井　広幸君
片山虎之助君　中山　恭子君
藤井　孝男君　舛添　要一君
亀井亜紀子君　自見庄三郎君
尾辻　秀久君　大江　康弘君
長谷川大紋君

反対者氏名　　一一名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君
福島みずほ君　又市　征治君
山内　徳信君　吉田　忠智君
糸数　慶子君

日程第三　東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　　二三六名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　　司君
植松恵美子君　梅村　　聡君
江崎　　孝君　小川　勝也君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
大石　尚子君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
金子　洋一君　神本美恵子君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　　稔君　北澤　俊美君
郡司　　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
行田　邦子君　輿石　　東君
今野　　東君　佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君　櫻井　　充君
芝　　博一君　主濱　　了君

榛葉賀津也君
鈴木　寛君
田城　郁君
田中　直紀君
高橋　千秋君
武内　則男君
谷　博之君
谷　亮子君
谷岡　郁子君
ツルネンマルテイ君
津田弥太郎君
辻　泰弘君
外山　斎君
徳永　エリ君
徳永　久志君
轟木　利治君
友近　聡朗君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中谷　智司君
中村　哲治君
長浜　博行君
難波　奨二君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
林　久美子君
姫井由美子君
平田　健二君
平山　幸司君
平山　誠君
広田　一君
広野ただし君
福山　哲郎君
藤末　健三君
藤田　幸久君
藤谷　光信君
藤本　祐司君
藤原　正司君
藤原　良信君
舟山　康江君
前川　清成君
前田　武志君
牧山ひろえ君
増子　輝彦君
松井　孝治君
松浦　大悟君
松野　信夫君
水戸　将史君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
森　ゆうこ君
安井美沙子君
柳澤　光美君
柳田　稔君
山根　隆治君
横峯　良郎君
吉川　沙織君
米長　晴信君
蓮　舫君
愛知　治郎君
青木　一彦君
赤石　清美君
有村　治子君
石井　準一君
石井　浩郎君
石井みどり君
磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君
猪口　邦子君
岩井　茂樹君
岩城　光英君
宇都　隆史君
上野　通子君

衛藤　晟一君
大家　敏志君
岡田　直樹君
岡田　広君
加治屋義人君
片山さつき君
金子原二郎君
川口　順子君
岸　信夫君
北川イッセイ君
熊谷　大君
小泉　昭男君
小坂　憲次君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
佐藤　正久君
佐藤ゆかり君
山東　昭子君
島尻安伊子君
末松　信介君
鈴木　政二君
世耕　弘成君
関口　昌一君
伊達　忠一君
髙階恵美子君
谷川　秀善君
塚田　一郎君
鶴保　庸介君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中西　祐介君
中原　八一君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
野上浩太郎君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
浜田　和幸君
林　芳正君
福岡　資麿君
藤井　基之君
藤川　政人君
古川　俊治君
牧野たかお君
松下　新平君
松村　祥史君
松村　龍二君
松山　政司君
丸川　珠代君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
山崎　力君
山崎　正昭君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本　一太君
山本　順三君
吉田　博美君
義家　弘介君
若林　健太君
脇　雅史君
渡辺　猛之君
秋野　公造君
荒木　清寛君
石川　博崇君
魚住裕一郎君
加藤　修一君
草川　昭三君
木庭健太郎君

白浜　一良君
竹谷とし子君
谷合　正明君
長沢　広明君
西田　実仁君
浜田　昌良君
松　あきら君
山口那津男君
山本　香苗君
山本　博司君
横山　信一君
渡辺　孝男君
上野ひろし君
江口　克彦君
小熊　慎司君
小野　次郎君
川田　龍平君
桜内　文城君
柴田　巧君
寺田　典城君
中西　健治君
松田　公太君
水野　賢一君
井上　哲士君
市田　忠義君
紙　智子君
田村　智子君
大門実紀史君
山下　芳生君
荒井　広幸君
片山虎之助君
中山　恭子君
藤井　孝男君
舛添　要一君
福島みずほ君
又市　征治君
山内　徳信君
吉田　忠智君
亀井亜紀子君
自見庄三郎君
糸数　慶子君
尾辻　秀久君
大江　康弘君
長谷川大紋君

反対者氏名　〇名

日程第四　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二二四名

足立　信也君
相原久美子君
有田　芳生君
池口　修次君
石井　一君
石橋　通宏君
一川　保夫君
岩本　司君
植松恵美子君
梅村　聡君
江崎　孝君
江田　五月君
小川　勝也君
小川　敏夫君
尾立　源幸君
大石　尚子君
大河原雅子君
大久保　勉君

大久保潔重君
大島九州男君
大塚　耕平君
大野　元裕君
岡崎トミ子君
加賀谷　健君
加藤　敏幸君
風間　直樹君
金子　恵美君
金子　洋一君
神本美恵子君
川合　孝典君
川上　義博君
川崎　稔君
北澤　俊美君
郡司　彰君
小西　洋之君
小林　正夫君
小見山幸治君
行田　邦子君
輿石　東君
今野　東君
佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君
櫻井　充君
芝　博一君
主濱　了君
榛葉賀津也君
鈴木　寛君
田城　郁君
田中　直紀君
高橋　千秋君
武内　則男君
谷　博之君
谷　亮子君
谷岡　郁子君
ツルネンマルテイ君
津田弥太郎君
辻　泰弘君
外山　斎君
徳永　エリ君
徳永　久志君
轟木　利治君
友近　聡朗君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中谷　智司君
中村　哲治君
長浜　博行君
難波　奨二君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
林　久美子君
姫井由美子君
平田　健二君
平山　幸司君
平山　誠君
広田　一君
広野ただし君
福山　哲郎君
藤末　健三君
藤田　幸久君
藤谷　光信君
藤本　祐司君
藤原　正司君
藤原　良信君
舟山　康江君
前川　清成君
前田　武志君
牧山ひろえ君
増子　輝彦君
松井　孝治君
松浦　大悟君

松野　信夫君　水戸　将史君
水岡　俊一君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井みどり君
磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　大家　敏志君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君
岸　信夫君　北川イッセイ君
熊谷　大君　小泉　昭男君
小坂　憲次君　鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
髙階恵美子君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
橋本　聖子君　浜田　和幸君
林　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　力君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　義家　弘介君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君
荒井　広幸君　片山虎之助君
中山　恭子君　藤井　孝男君
舛添　要一君　福島みずほ君
又市　征治君　山内　徳信君
吉田　忠智君　自見庄三郎君
糸数　慶子君　尾辻　秀久君
大江　康弘君　長谷川大紋君

反対者氏名　一一名

上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
川田　龍平君　桜内　文城君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　松田　公太君
水野　賢一君

日程第五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆議院提出）

日程第六　母体保護法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三六名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　大野　元裕君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　金子　洋一君
神本美恵子君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小西　洋之君　小林　正夫君
小見山幸治君　行田　邦子君
輿石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　斎藤　嘉隆君
櫻井　充君　芝　博一君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　田城　郁君
田中　直紀君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷　亮子君　谷岡　郁子君
ツルネン　マルテイ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　エリ君　徳永　久志君
轟木　利治君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　直嶋　正行君
中谷　智司君　中村　哲治君
長浜　博行君　難波　奨二君
西村まさみ君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　林　久美子君
姫井由美子君　平田　健二君
平山　幸司君　平山　誠君
広田　一君　広野ただし君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　正司君
藤原　良信君　舟山　康江君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松野　信夫君　水戸　将史君
水岡　俊一君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井みどり君
磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　衛藤　晟一君
大家　敏志君　岡田　直樹君
岡田　広君　加治屋義人君
片山さつき君　金子原二郎君
川口　順子君　岸　信夫君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　佐藤ゆかり君
山東　昭子君　島尻安伊子君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君

伊達　忠一君　　高階恵美子君
谷川　秀善君　　塚田　一郎君
鶴保　庸介君　　中川　雅治君
中曽根弘文君　　中西　祐介君
中原　八一君　　中村　博彦君
二之湯　智君　　西田　昌司君
野上浩太郎君　　野村　哲郎君
長谷川　岳君　　橋本　聖子君
浜田　和幸君　　林　　芳正君
福岡　資麿君　　藤井　基之君
藤川　政人君　　古川　俊治君
牧野たかお君　　松下　新平君
松村　祥史君　　松村　龍二君
松山　政司君　　丸川　珠代君
丸山　和也君　　三原じゅん子君
水落　敏栄君　　宮沢　洋一君
森　まさこ君　　山崎　　力君
山崎　正昭君　　山田　俊男君
山谷えり子君　　山本　一太君
山本　順三君　　吉田　博美君
義家　弘介君　　若林　健太君
脇　　雅史君　　渡辺　猛之君
秋野　公造君　　荒木　清寛君
石川　博崇君　　魚住裕一郎君
加藤　修一君　　草川　昭三君
木庭健太郎君　　白浜　一良君
竹谷とし子君　　谷合　正明君
長沢　広明君　　西田　実仁君
浜田　昌良君　　松　あきら君
山口那津男君　　山本　香苗君
山本　博司君　　横山　信一君
渡辺　孝男君　　上野ひろし君
江口　克彦君　　小熊　慎司君
小野　次郎君　　川田　龍平君
桜内　文城君　　寺田　典城君
中西　健治君　　松田　公太君
水野　賢一君　　井上　哲士君
市田　忠義君　　紙　　智子君
田村　智子君　　大門実紀史君
山下　芳生君　　荒井　広幸君
片山虎之助君　　中山　恭子君
藤井　孝男君　　舛添　要一君
福島みずほ君　　又市　征治君
山内　徳信君　　吉田　忠智君
亀井亜紀子君　　自見庄三郎君
糸数　慶子君　　尾辻　秀久君
大江　康弘君　　長谷川大紋君

反対者氏名　　　○名

日程第七　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　　　二三七名

足立　信也君　　相原久美子君
有田　芳生君　　池口　修次君
石井　　一君　　石橋　通宏君
一川　保夫君　　岩本　　司君
植松恵美子君　　梅村　　聡君
江崎　　孝君　　江田　五月君
小川　勝也君　　小川　敏夫君
尾立　源幸君　　大石　尚子君
大河原雅子君　　大久保　勉君
大久保潔重君　　大島九州男君
大塚　耕平君　　大野　元裕君
岡崎トミ子君　　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　　風間　直樹君
金子　恵美君　　金子　洋一君
神本美恵子君　　川合　孝典君
川上　義博君　　川崎　　稔君
北澤　俊美君　　郡司　　彰君
小西　洋之君　　小林　正夫君
小見山幸治君　　行田　邦子君
輿石　　東君　　今野　　東君
佐藤　公治君　　斎藤　嘉隆君
櫻井　　充君　　芝　　博一君
主濱　　了君　　榛葉賀津也君
鈴木　　寛君　　田城　　郁君
田中　直紀君　　高橋　千秋君
武内　則男君　　谷　　博之君
谷　　亮子君　　谷岡　郁子君
ツルネン マルテイ君　　津田弥太郎君
辻　　泰弘君　　外山　　斎君
徳永　エリ君　　徳永　久志君
轟木　利治君　　友近　聡朗君
那谷屋正義君　　直嶋　正行君
中谷　智司君　　中村　哲治君
長浜　博行君　　難波　奨二君
西村まさみ君　　羽田雄一郎君
白　　眞勲君　　林　久美子君
姫井由美子君　　平田　健二君
平山　幸司君　　平山　　誠君
広田　　一君　　広野ただし君
福山　哲郎君　　藤末　健三君
藤田　幸久君　　藤谷　光信君
藤本　祐司君　　藤原　正司君
藤原　良信君　　舟山　康江君
前川　清成君　　前田　武志君
牧山ひろえ君　　増子　輝彦君
松井　孝治君　　松浦　大悟君
松野　信夫君　　水戸　将史君
水岡　俊一君　　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　　安井美沙子君
柳澤　光美君　　柳田　　稔君
山根　隆治君　　横峯　良郎君
吉川　沙織君　　米長　晴信君
蓮　　　舫君　　愛知　治郎君
青木　一彦君　　赤石　清美君
有村　治子君　　石井　準一君
石井　浩郎君　　石井みどり君
磯崎　仁彦君　　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　　岩井　茂樹君
岩城　光英君　　宇都　隆史君
上野　通子君　　衛藤　晟一君
大家　敏志君　　岡田　直樹君
岡田　　広君　　加治屋義人君
片山さつき君　　金子原二郎君
川口　順子君　　岸　　信夫君
北川イッセイ君　　熊谷　　大君
小泉　昭男君　　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　　佐藤ゆかり君
山東　昭子君　　島尻安伊子君
末松　信介君　　鈴木　政二君
世耕　弘成君　　関口　昌一君
伊達　忠一君　　高階恵美子君
谷川　秀善君　　塚田　一郎君
鶴保　庸介君　　中川　雅治君
中曽根弘文君　　中西　祐介君
中原　八一君　　中村　博彦君
二之湯　智君　　西田　昌司君
野上浩太郎君　　野村　哲郎君
長谷川　岳君　　橋本　聖子君
浜田　和幸君　　林　　芳正君
福岡　資麿君　　藤井　基之君
藤川　政人君　　古川　俊治君
牧野たかお君　　松下　新平君
松村　祥史君　　松村　龍二君
松山　政司君　　丸川　珠代君
丸山　和也君　　三原じゅん子君
水落　敏栄君　　宮沢　洋一君
森　まさこ君　　山崎　　力君
山崎　正昭君　　山田　俊男君
山谷えり子君　　山本　一太君
山本　順三君　　吉田　博美君
義家　弘介君　　若林　健太君
脇　　雅史君　　渡辺　猛之君
秋野　公造君　　荒木　清寛君
石川　博崇君　　魚住裕一郎君
加藤　修一君　　草川　昭三君
木庭健太郎君　　白浜　一良君

竹谷とし子君
谷合　正明君
長沢　広明君
西田　実仁君
浜田　昌良君
松　あきら君
山口那津男君
山本　香苗君
山本　博司君
横山　信一君
渡辺　孝男君
上野ひろし君
江口　克彦君
小熊　慎司君
小野　次郎君
川田　龍平君
桜内　文城君
柴田　巧君
寺田　典城君
中西　健治君
松田　公太君
水野　賢一君
井上　哲士君
市田　忠義君
紙　智子君
田村　智子君
大門実紀史君
山下　芳生君
荒井　広幸君
片山虎之助君
中山　恭子君
藤井　孝男君
舛添　要一君
福島みずほ君
又市　征治君
山内　徳信君
吉田　忠智君
亀井亜紀子君
自見庄三郎君
糸数　慶子君
尾辻　秀久君
大江　康弘君
長谷川大紋君

反対者氏名　〇名

日程第八　スポーツ基本法案(衆議院提出)

賛成者氏名　二三七名

足立　信也君
相原久美子君
有田　芳生君
池口　修次君
石井　一君
石橋　通宏君
一川　保夫君
岩本　司君
植松恵美子君
梅村　聡君
江崎　孝君
江田　五月君
小川　勝也君
小川　敏夫君
尾立　源幸君
大石　尚子君
大河原雅子君
大久保　勉君
大久保潔重君
大島九州男君
大塚　耕平君
大野　元裕君
岡崎トミ子君
加賀谷　健君
加藤　敏幸君
風間　直樹君
金子　恵美君
金子　洋一君
神本美恵子君
川合　孝典君
川上　義博君
川崎　稔君
北澤　俊美君
郡司　彰君
小西　洋之君
小林　正夫君
小見山幸治君
行田　邦子君
輿石　東君
今野　東君
佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君
櫻井　充君
芝　博一君
主濱　了君
榛葉賀津也君
鈴木　寛君
田城　郁君
田中　直紀君
高橋　千秋君
武内　則男君
谷　博之君
谷　亮子君
谷岡　郁子君
ツルネンマルテイ君
津田弥太郎君
辻　泰弘君
外山　斎君
徳永　エリ君
徳永　久志君
轟木　利治君
友近　聡朗君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中谷　智司君
中村　哲治君
長浜　博行君
難波　奨二君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
林　久美子君
姫井由美子君
平田　健二君
平山　幸司君
平山　誠君
広田　一君
広野ただし君
福山　哲郎君
藤末　健三君
藤田　幸久君
藤谷　光信君
藤本　祐司君
藤原　正司君
藤原　良信君
舟山　康江君
前川　清成君
前田　武志君
牧山ひろえ君
増子　輝彦君
松井　孝治君
松浦　大悟君
松野　信夫君
水戸　将史君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
森　ゆうこ君
安井美沙子君
柳澤　光美君
柳田　稔君
山根　隆治君
横峯　良郎君
吉川　沙織君
米長　晴信君
蓮　舫君
愛知　治郎君
青木　一彦君
赤石　清美君
有村　治子君
石井　準一君
石井　浩郎君
石井みどり君
磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君
猪口　邦子君
岩井　茂樹君
岩城　光英君
宇都　隆史君
上野　通子君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
岡田　直樹君
岡田　広君
加治屋義人君
片山さつき君
金子原二郎君
川口　順子君
岸　信夫君
北川イッセイ君
熊谷　大君
小泉　昭男君
小坂　憲次君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
佐藤　正久君
佐藤ゆかり君
山東　昭子君
島尻安伊子君
末松　信介君
鈴木　政二君
世耕　弘成君
関口　昌一君
伊達　忠一君
髙階恵美子君
谷川　秀善君
塚田　一郎君
鶴保　庸介君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中西　祐介君
中原　八一君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
野上浩太郎君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
浜田　和幸君
林　芳正君
福岡　資麿君
藤井　基之君
藤川　政人君
古川　俊治君
牧野たかお君
松下　新平君
松村　祥史君
松村　龍二君
松山　政司君
丸川　珠代君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
山崎　力君
山崎　正昭君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本　一太君
山本　順三君
吉田　博美君
義家　弘介君
若林　健太君
脇　雅史君
渡辺　猛之君
秋野　公造君
荒木　清寛君
石川　博崇君
魚住裕一郎君
加藤　修一君
草川　昭三君
木庭健太郎君
白浜　一良君
竹谷とし子君
谷合　正明君
長沢　広明君
西田　実仁君
浜田　昌良君
松　あきら君
山口那津男君
山本　香苗君
山本　博司君
横山　信一君
渡辺　孝男君
上野ひろし君
江口　克彦君
小熊　慎司君
小野　次郎君
川田　龍平君
桜内　文城君
柴田　巧君
寺田　典城君
中西　健治君
松田　公太君
水野　賢一君
井上　哲士君
市田　忠義君
紙　智子君
田村　智子君
大門実紀史君
山下　芳生君
荒井　広幸君
片山虎之助君
中山　恭子君
藤井　孝男君
舛添　要一君
福島みずほ君
又市　征治君
山内　徳信君
吉田　忠智君
亀井亜紀子君
自見庄三郎君
糸数　慶子君
尾辻　秀久君
大江　康弘君
長谷川大紋君

反対者氏名　〇名

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
本号一部
二三〇円
（本体
二二〇円）